

水産課 3月11日こちらから送信

△△様お世話になります。

いつもお手数おかけします。

下記、農林水産事務所●●様とのやり取りです。

水産課からの連絡が無ければ問題がおこると思われま

この内容は水産課△△様にも送ります。

早速の回答ありがとうございます。

しかし監督行政としてはどうなのでしょう

県の許可を得て営業となりますよね？

通達が無ければ何もしない人がで

もちろん国交省に確認します。

また水産庁に意見いたします。

お手数ばかりかけ申し訳ありません。

水産事務所からの回答

藤原様

ご質問の内容については、県の所管事務ではないのでお答えできませんが、問い合わせ先は次のとおりです。

免許関係については、中国運輸局船員労務環境海技資格課（略称：海技資格課）電話：082-228-8707

安全設備については、小型船舶検査機構 電話：082-254-6027

その他新しい情報は、国土交通省のページをご覧ください。

https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/00001_00623.html

お役に立てず申し訳ありません。

広島県農林水産事務所へ3月10日送信

お世話になります。

いろいろ情報があり明確でない事を確認したいです。遊漁船を営業する上での件です。

1、特定免許の移行講習を申込みました。沿海は必要、平水は不要ということでしょうか？

2、救命イカダは必要になるのでしょうか？その場合はいつまでにどのようなものが必要ですか？購入する上での補助などはありますか？

3、無線は必要ですか？免許もとり商品も購入済です。まだ取付はしていません。その補助もどうなりますか？

決定している事があればお知らせください。出来れば関連する法律もお知らせください。

いつもお手数おかけします。よろしくお願